平成２９年（フ）第３４０７号
東京都台東区谷中３－７－３－102、住民票上の住所東京都台東区谷中３丁目７－３　山田方102
破産者　野口　仙一
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４８３号
東京都江東区大島６丁目１－７－1215
破産者　小野寺稔昭
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４９８号
東京都江戸川区西一之江２丁目22―15
破産者　大野　貴生
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５２８号
東京都練馬区羽沢３－26－６　アーデンハイム402、住民票上の住所東京都江東区東雲２丁目７－１－1807
破産者　宮腰　真弘
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５６８号
埼玉県草加市栄町３丁目７－10－１－1303
破産者　宮下　祐子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５８２号
東京都大田区蒲田２丁目１－６－202
破産者　前原百合恵
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５８６号
東京都調布市上石原２丁目１－２　リブレハウスＢ201
破産者　中村　謙太
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２４号
東京都渋谷区恵比寿３丁目１－４－207
破産者　坂井　康一
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６５７号
東京都板橋区徳丸２丁目21―14
破産者　新島　義則
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６３号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字佐野14番１号
破産者　東北化製事業協同組合
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６６号
茨城県古河市東４丁目１番25号
破産者　有限会社サロン・ド・シュシュ
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８９号
千葉県成田市本三里塚53番地８
破産者　株式会社パシフィックカーゴ
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９０号
千葉県成田市はなのき台１丁目７番地９
破産者　岡嶋　住江
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０４号
千葉県成田市本三里塚1001番地489（三里塚青葉ハイツ西館402）
破産者　服部　慎司
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０９号
千葉県富里市七栄649番地661ＳＴビル101号室
破産者　株式会社日進トータルホーム
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９７号
東京都立川市栄町２丁目40番地の６
破産者　ＮＰＯ法人ＳＰＯＲＴＳ・ＡＣＴ
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２６号
東京都八王子市大谷町70番地市営住宅大谷団地16―101
破産者　都丸　敦子
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１３２号
神奈川県綾瀬市小園906番地
破産者　ＪＥＥ株式会社
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１６０号
広島市中区堺町２丁目１番９号
破産者　株式会社宮島競艇情報協会
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７７号
神奈川県藤沢市菖蒲沢978番地２ハウジングビル２－Ａ
破産者　合同会社山田新聞店
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９号
川崎市宮前区土橋４丁目８番地３　鷺沼スカイドエリング　Ａ－802
破産者　本間　友輔
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係